

令和6年11月吉日

関係自治会の皆様

長野県建設部河川課長
長野県上田建設事務所長

一級河川矢出沢川 特定都市河川の指定に関する説明会開催のお知らせ

県の建設行政につきまして、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県では現在、近年の気候変動によって激甚化、頻発化する水災害へ対応するため、行政だけでなく、川とともに暮らす地域住民や企業、関係者とともに協力し、流域全体で「水害に強い地域づくり」を行う流域治水の取り組みを進めております。上田市街地を流れる一級河川矢出沢川の流域では、より一層の流域治水の取り組みを推進するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川への指定を検討しております。

つきましては、下記のとおり特定都市河川の指定に関する説明会を開催しますので、皆様のご参加をお願いいたします。

記

1 日時

12月10日（火） 19時から

2 場所

西部公民館 大ホール（常磐城五丁目4番34号）

問い合わせ先

長野県建設部 河川課

担 当 江守（課長）、秋山（担当）

電 話 026-235-7310

メー ル kasen@pref.nagano.lg.jp

問い合わせ先

長野県上田建設事務所 整備課

担 当 森泉（課長）、守矢（担当）

電 話 0268-25-7165

メー ル ueken-seibi@pref.nagano.lg.jp

「特定都市河川浸水被害対策法」の概要につきましては裏面をご覧ください ⇒

令和6年11月吉日

関係自治会の皆様

長野県建設部河川課長
長野県上田建設事務所長

一級河川矢出沢川 特定都市河川の指定に関する説明会開催のお知らせ

県の建設行政につきまして、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県では現在、近年の気候変動によって激甚化、頻発化する水災害へ対応するため、行政だけでなく、川とともに暮らす地域住民や企業、関係者とともに協力し、流域全体で「水害に強い地域づくり」を行う流域治水の取り組みを進めております。上田市街地を流れる一級河川矢出沢川の流域では、より一層の流域治水の取り組みを推進するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川への指定を検討しております。

つきましては、下記のとおり特定都市河川の指定に関する説明会を開催しますので、皆様のご参加をお願いいたします。

記

1 日時

12月11日（水） 19時から

2 場所

上田合同庁舎「南棟」（上田市材木町1-2-6）



問い合わせ先

長野県建設部 河川課

担当 江守（課長）、あきやま秋山（担当）

電話 026-235-7310

メール kasen@pref.nagano.lg.jp

問い合わせ先

長野県上田建設事務所 整備課

担当 森泉（課長）、もりや守矢（担当）

電話 0268-25-7165

メール ueken-seibi@pref.nagano.lg.jp

「特定都市河川浸水被害対策法」の概要につきましては裏面をご覧ください ⇒

令和6年11月吉日

関係自治会の皆様

長野県建設部河川課長
長野県上田建設事務所長

一級河川矢出沢川 特定都市河川の指定に関する説明会開催のお知らせ

県の建設行政につきまして、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県では現在、近年の気候変動によって激甚化、頻発化する水災害へ対応するため、行政だけでなく、川とともに暮らす地域住民や企業、関係者とともに協力し、流域全体で「水害に強い地域づくり」を行う流域治水の取り組みを進めております。上田市街地を流れる一級河川矢出沢川の流域では、より一層の流域治水の取り組みを推進するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川への指定を検討しております。

つきましては、下記のとおり特定都市河川の指定に関する説明会を開催しますので、皆様のご参加をお願いいたします。

記

1 日時

12月12日（木） 19時から

2 場所

上野が丘公民館 大ホール（上田市住吉 378 番地 1）

問い合わせ先

長野県建設部 河川課

担 当 江守（課長）、あきやま秋山（担当）

電 話 026-235-7310

メー ル kasen@pref.nagano.lg.jp

問い合わせ先

長野県上田建設事務所 整備課

担 当 森泉（課長）、もりや守矢（担当）

電 話 0268-25-7165

メー ル ueken-seibi@pref.nagano.lg.jp

「特定都市河川浸水被害対策法」の概要につきましては裏面をご覧ください ⇒

特定都市河川の指定によって みんなでできる5つのこと



みんなが参加できる仕組み

**流域水害対策計画の策定
流域水害対策協議会**

計画に基づくハード対策の加速化

**特定都市河川・
特定都市下
水道の整備**

雨水流出の増加を抑制 雨水流出のさらなる抑制

**雨水浸透阻害行為の許可
雨水貯留浸透施設整備計画の認定**

流域における貯留機能の保全

**保全調整池の指定
貯留機能保全区域の指定**

水害リスクを減らすまちづくり 住まい方の工夫

浸水被害防止区域の指定
築上げ・移転

写真：大和川水系大和川

特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 特定都市河川浸水被害対策法は、都市部を流れる河川の流域において浸水被害が頻発していたことから、都市部の河川流域における浸水被害対策の新たなスキームとして平成15年に制定されました。
- 全国各地で水災害が激甚化・頻発化したことを受けて、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組みとして、令和3年に改正されました。

特定都市河川浸水被害対策法の全体像

平成15年制定時の主な制度

- 対象河川**
市街化率が概ね5割以上の都市部を流れる河川等。
- 流域水害対策計画の策定**
浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るため、河川管理者、流域内の都道府県及び市町村の長、下水道管理者が共同して策定。
- 河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備**
流域水害対策計画に基づき、河川管理者が雨水貯留浸透施設を整備することができる。整備された施設は河川管理施設として河川法の規定を適用。
- 保全調整池の指定**
都道府県知事等は一定規模以上の防災調整池を保全調整池に指定できる。指定された保全調整池は、埋立て等の行為については届出を義務化。
- 雨水浸透阻害行為の許可等**
宅地等以外の土地で行う一定規模以上の雨水浸透阻害行為について都道府県知事等の許可が必要。

令和3年改正時に追加された主な制度

- 対象河川の拡大**
「市街化の進展」に加え、「接続する河川の状況」、「自然的条件の特性」の2つの要件を追加し、対象を全国の河川に拡大。
- 民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備**
民間事業者等は、一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に係る計画の認定を受け、計画に基づき予算・税制等の支援を受けることができる。
- 貯留機能保全区域の指定**
都道府県知事等は洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を指定できる。貯留機能を阻害する盛土等の行為に対しては、事前届出を義務付ける。
- 浸水被害防止区域の指定**
都道府県知事は洪水や雨水が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じる。

※令和3年法改正により新たに追加された事項

今回の特定都市河川指定に伴う取り組みの一つとして、「雨水浸透阻害行為許可制度」の導入を予定しています